

多賀城市 I C T 支援員業務及び地域活性化起業人を活用
した多賀城市教育 I C T 推進業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月

多 賀 城 市

多賀城市 I C T 支援員業務及び地域活性化起業人を活用した 多賀城市教育 I C T 推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 本書の目的

本書は、下記業務の契約候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

本業務は、下記業務①及び業務②を同一事業者が実施するものである。

業務①

(1) 委託業務名

多賀城市 I C T 支援員業務

(2) 委託業務内容

別紙「多賀城市 I C T 支援員業務仕様書」のとおり

(3) 委託場所

多賀城小学校外 9 校

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(5) 提案上限額

提案額の上限は、5 か年合計額 1 0 9, 3 2 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各年度の上限額は以下のとおりとする。

令和 8 年度 2 0, 5 6 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度 2 1, 6 4 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 1 0 年度 2 1, 6 4 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 1 1 年度 2 2, 7 3 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 1 2 年度 2 2, 7 3 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

業務②

(1) 業務名

地域活性化起業人を活用した多賀城市教育 I C T 推進業務

(2) 業務内容

別紙「地域活性化起業人を活用した多賀城市教育 I C T 推進業務仕様書」のとおり

(4) 派遣受け入れ期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(5) 派遣人数

2 名

(5) 提案上限額

提案額の上限は、11,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 本プロポーザル審査は、令和8年度の予算成立を前提とするものであり、多賀城市議会において予算が不成立となった場合、予算措置がされない場合又は大幅な減額となった場合には、契約を締結しないことがある。

※ 委託契約の額は、多賀城市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加申込期日において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 共通要件

ア 令和7・8年度多賀城市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者として登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。

エ 国税及び地方税に未納がない者であること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

カ 本プロポーザルへの参加申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47号の6）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていない者であること。

キ ISMS（Information Security Management System）認証を取得していること。

ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取扱いに関する認定制度（プライバシーマーク）を取得していること。

ケ 上記2の業務①及び業務②を同一事業者が元請として受託できること。

(2) 業務①「多賀城市ICT支援員業務」に係る要件

ア 宮城県内に支店又は営業所等を有すること。

イ 令和5年度から令和7年度まで継続して、同じ地方公共団体からICT支援員業務を元請として受注した実績を有すること。

(3) 業務②「地域活性化起業人を活用した多賀城市教育ICT推進業務」に係る要件

ア 総務省で制定している「地域活性化起業人制度推進要綱（令和3年3月30日制定）」に記載する三大都市圏等に所在する企業等であること。

イ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

ウ 派遣する社員の勤務地が次の①から③の要件すべてに該当すること。ただし、入社後3月未満の者及び企業等からの派遣の際、現に本市の区域に勤務する者を除く。

(ア) 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。

(イ) 6月以上3年以内の期間、継続して本市に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

(ウ) 派遣期間の各月において、受入自治体の開庁日の半分以上で本市の区域内において業務に従事すること。また、派遣期間の全期間において、本市の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

エ 令和5年度から令和7年度まで継続して、同じ地方公共団体から企業派遣型地域活性化起業人に係る業務を元請として受注した実績を有すること。

オ 「多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託」の受託事業者と連携し業務遂行が図れること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込書類による参加資格要件の審査及び企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり。

内容	期間等
実施要領の公表	令和8年2月12日（木）多賀城市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和8年2月17日（火）午後3時

参加申込期限	令和8年2月17日（火）午後3時
質問への回答	令和8年2月20日（金）までに多賀城市ホームページに掲載
参加資格審査結果の通知	令和8年2月20日（金）までに通知
企画提案書等提出期限	令和8年2月26日（木）午後3時
審査（選定委員会）	令和8年3月5日（木）（詳細は別途通知）
審査結果の通知	選定委員会参加者に別途通知
契約（協定）締結	令和8年3月中旬（予定）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月12日（木）から同月17日（火）午後3時まで

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

(4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和8年2月20日（金）までに多賀城市ホームページに掲載する。

6 参加申込受付

(1) 受付期間

令和8年2月12日（木）から同月17日（火）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

ただし、受付期間最終日の令和8年2月20日（金）は午後3時まで

(3) 提出書類

- ア 申込書兼誓約書（様式2）（代表者印を押印のこと） 1部
- イ 多賀城市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）（代表者印を押印のこと） 1部
- ウ 会社概要調書（様式4） 1部
- エ 業務実績調書（様式5） 1部

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記(4)に電子メール、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX等による受付は行わない。）。

(6) その他

参加申込後に参加を辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに、辞退届（任意様式）を直接又は郵送で提出すること。

7 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和8年2月24日（火）から同月26日（木）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

ただし、受付期間最終日の令和8年2月26日（木）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式6） 1部

イ 企画提案書 1部

ウ 実施体制調書（様式7） 1部

エ 参考見積書（様式8-1及び様式8-2） 1部

オ 参考見積内訳書（任意様式） 1部

カ 業務実績調書に記載した実績に係る契約書鑑等の写し 1部

キ その他参考資料 1部

※ 企画提案書は、別紙「多賀城市ICT支援員業務及び地域活性化起業人を活用した多賀城市教育ICT推進業務企画提案書作成要領」を基に作成すること。

※ 参考見積内訳書のうち、業務①「多賀城市ICT支援員業務」は、年度毎に見積内訳書を作成すること。

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に電子メール、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX等による受付は行わない。）。

(6) 提出書類に係る留意事項

上記(3)オには、(3)エの内訳を記載すること。

8 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、受付先、提出方法等に適合しないもの

- イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの
 - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
 - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和8年2月20日（金）までに応募者全員に本人の結果のみを電子メールで通知する。

(2) 選定委員会

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和8年3月5日（木）

多賀城市役所本庁舎内会議室（詳細は、別途通知）

プレゼンテーション等の順番は、本市で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 選定委員会の内容

(ア) 内容

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

- ・企画提案書等に基づくプレゼンテーション
- ・ヒアリング（質疑応答）

(イ) 時間

提案者1者につきプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは20分程度を目安とする。

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するもの

とし、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準（全委員の合計点の6割）を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

なお、審査基準は、別紙「多賀城市ICT支援員業務及び地域活性化起業人を活用した多賀城市教育ICT推進業務に係る公募型プロポーザル審査の評価基準及び配点」とする。

カ 審査結果の通知

審査の結果については、選定委員会参加者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、再度選定の機会を設けることとする。

10 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、業務②「地域活性化起業人を活用した多賀城市教育ICT推進業務」については、優先契約候補者と協定書を締結することとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

11 その他

(1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」（令和3年3月30日（総行応第78号）制定）の定めるところとする。

(2) 派遣社員の派遣及び従事する業務等必要事項については、別途協議のうえ協定書により定める。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(4) 提出された書類の返却は、行わないものとする。

(5) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。

(6) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所西庁舎5階
多賀城市教育委員会事務局教育総務課教育総務係

電 話 022-368-5021

FAX 022-309-2460

電子メール kyoiku@city.tagajo.miyagi.jp

多賀城市 I C T 支援員業務及び地域活性化起業人を活用した多賀城市教育
I C T 推進業務に係る公募型プロポーザル審査の評価基準及び配点

	審査項目	参照書類	評価基準	配点
1	業務実績	業務実績調書 (様式 5) 企画提案書	本業務に活用できる実績について記載されているか。	10 点
2	業務実施方針	企画提案書	本業務の目的・趣旨を理解した提案内容となっているか。仕様書の内容をよく理解できているか。	5 点
3	業務実施体制	実施体制調書 (様式 7) 企画提案書	本業務を円滑かつ適切に遂行できる体制を確保しているか。起業人派遣予定者と I C T 支援員が円滑に連携できるか。	5 点
4	I C T 支援員業務内容	企画提案書	支援員業務を通じて、教職員の I C T 活用能力や指導力向上、児童生徒の情報活用能力向上などが図られるか。	20 点
5	教育現場との連携	企画提案書	教職員との関係性構築や本市の教育 I C T 環境への対応が円滑に行われるか。	10 点
6	ナレッジの活用	企画提案書	事業者が保有する知識、知見、経験、ノウハウ等のナレッジを本市の教育現場に大いに活用することができるか。	10 点
7	地域おこし協力隊への教育	企画提案書	本市が委嘱する地域おこし協力隊が I C T 支援員として現場で活躍できるための教育を実行できるか。	10 点
8	高度教育の企画立案	企画提案書	本市独自の高度教育の内容は、児童生徒にとって有益な内容であるか。	5 点
9	財源確保	企画提案書	財源確保の手段及び実施内容は実効性があり、有益な内容であるか。	10 点
10	プレゼンテーション	—	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答が行われ、事業を成功させる意欲と情熱が感じられるか。	5 点
11	費用	参考見積書 (様式 8-1) (様式 8-2)	見積書の金額は適切か。	10 点
合計				100 点